

令和4年第5回神崎町議会定例会

議事日程(第2号)

令和4年12月9日(金曜日) 午後2時01分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(10名)

1番	椿	等	君	2番	大原	秀雄	君
3番	高柳	智	君	4番	荒井	葉一	君
5番	鈴木	節子	君	6番	木内	直樹	君
7番	石橋	伸一	君	8番	高橋	正剛	君
9番	石井	正夫	君	10番	寶田	久元	君

欠席議員(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	椿	等	君						
教	育	長	小川	泰求	君	総務課長	久保木豊吉	君		
総	務	課	主幹	澤田	達也	君	総務課主幹	池上	至人	君

町民課長	浅野 憲治 君	まちづくり課参事	鈴木 信成 君
まちづくり課長	石井 達矢 君	まちづくり課担当課長	石橋 正彦 君
保健福祉課長	廣瀬 裕 君	保健福祉課主幹	奥山 晴美 君
教育課長	金田 智 君	会計管理者(出納室長)	高橋 誠一 君

職務により出席した者

事務局長	本宮 賢 君	書	記	花嶋 三永 君
------	--------	---	---	---------

◎開議の宣告

○議長（大原 秀雄君） 昨日に引き続き、会議を再開します。

ただ今の出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

（午後 2 時01分）

◎日程第 1 一般質問

○議長（大原 秀雄君） 日程第 1 一般質問を行います。

質問は通告書により一問一答方式で行います。答弁者は大きな声で簡潔に答弁をお願いします。

◇ 1 番 椿 等 君 ◇

○議長（大原 秀雄君） 1 番 椿 等議員の質問を許します。

○1 番（椿 等君） 議員番号 1 番、椿です。昨日に引き続き、一般質問、ただ今、議長よりお許しをいただきましたもので、30分ほどですけれども、させていただきたいと存じます。

本年も12月、余すところあと 3 週間です。1月から12か月間、この間、コロナ、コロナで、いろんな事業、できることもありました。町民マラソン大会、発酵マラソン、町民運動会もありましたね。なんじゃもんじゃいきいきフェスティバルも行いました。でも、来年の酒蔵まつり、発酵祭りについては、何かやらないというような方向性を出したというように伺いました。やはりコロナ、その影響かなど。

そんな中、今日、議場に国旗、町旗、掲揚されております。先月29日、ちょうど私、庁舎に用事があって来たんですけれども、そのとき四、五名の方がこちらの国旗・町旗を掲揚するための作業をなさっていました。ああ、これが初めての日の丸掲揚の12月定例会だなどというように感じました。昨日のお話の中には出てなかったんですけど、多分、私の後に一般質問なさる寶田議員は、その感慨深さを語ってくれるものではないかろうかなと感じます。

先日、大原議長とともに、千葉で行われました議長・副議長研修会、行ってまいりました。また、昨日、鈴木議員より、選挙公営のお話の一般質問がございました。今日、私のほとんど全てが、その選挙に関する内容になろうかなと思います。

本年度も多分、財政調整基金を含めた積立金等の額が、本年度新たに2億5,000万円ほど積まれる予定になろうかと思っています。一方、町債の償還については、1億5,000万ほど町債償還がなされる。新規に町債発行が3,500万ということで、昨日、補正で最大幅の減額の補正がございました。

そのようなことを考えると、令和3年度末2億5,000万、基金のほうが起債を上回っている事態が、またさらに令和4年度末においては5億円のプラスになろうかなというように私自身は試算をしております。

そんなことを含めながら、選挙に絡む改正点、あるいは、このようにしたほうがいいですよというような注意事項も含めて、質問をさせていただきたいと存じます。

あとは自席にて質問をさせていただきたいと存じます。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） それぞれの議員が一般質問、事前に通告をさせていただきます。

今回、12月の定例会においては、11月25日を最終期限とするということで、事前通告を書面で通知します。その時点では、選挙管理委員会が12月1日に開かれるということ存じ上げておりません。また、昨日、議案第5号、町会議員並びに町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正するという議案についても、どのような議案が12月の定例であるか、その時点では分からない。それで実は通告を出しました。そうしましたら、12月1日に選挙管理委員会、開かれます。なおかつ議案に第5号として条例の改正もなされておりました。

まずは12月1日、選管が行われましたけども、その選管の行われた内容が、翌々日だったかな、公表されましたけども、来年6月18日、町長選挙並びに町議会議員選挙、同日に行われるというような内容だったかと思いますが、その選管での内容を、もしこの場で議員諸氏に伝えられるものでしたら、お願いしたいと思います。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） 椿議員の質問にお答えをいたします。

選挙管理委員会のほうですけども、町長、町議の選挙日程につきまして、先日12月1日午後4時から、神崎町選挙管理委員会におきまして協議が行われまして、神崎町長及び神崎町議会選挙の同時執行及びその期日についての協議が行われました。その協議の結果、同時執行並びに令和5年6月18日を期日とする選挙の執行が決定されま

した。

選挙管理委員会のほうは、年4回、3月、6月、9月12月の1日に定例議会として開催されております。

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 先ほどの国旗の件、今日、傍聴者に提案者がおられました。同じように、町長選挙、町議会議員選挙についても、後ろの傍聴者の方がそのような署名をなさっておりました。

そういうような署名、あるいはなぜ同日にする、私は同日、賛成ですよ。賛成ですけども、例えば私どもでしたら、来年7月31日までが任期になります。町長の任期は、6月5日ですか。2日でしたっけ。（「6月22日」と呼ぶ者の声あり）22日か。ごめんなさい。何か6月のイメージがあって。いずれにしても7月31日と6月22日ということで任期が違うわけですけれども、これらについての法律的な同時選挙でよろしいという根拠と、町にとってはプラスだと思いますけれども、これがしかりだということの説明をお願いします。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

まず、同日選挙でやる法的な根拠でありますけれども、公職選挙法の第34条の2の規定に当たります。この中に、長の任期満了と議会議員の任期満了が90日以内であれば、同時にできるというような規定になっております。その規定を適用いたしまして、同時選挙を執行するという事になったわけでありまして、

以上になります。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿 等議員。

○1番（椿 等君） きれいな説明です。すごく分かりやすい。私以外の人も多分、十分分かっていただけたんじゃないかなと思います。

続いて、選挙のそのもの、公職選挙法改正によりまして、神崎町においては、令和3年3月22日、条例改正になっております。また、公職選挙法では、令和3年12月12日をもって施行するという選挙、特に町長、町会議員、それらの選挙についての内容が大幅に変わりました。

1つには、町会議員には、昨日も鈴木議員、質問ありましたけれども、供託金15万、それを供託しなければならない。あるいは、ポスターについては、制限がございますけれども、101枚まで今度、ポスターが緩和になった。あるいは、ビラについては800

枚だったかな、まで可能であるとか、選挙用自動車借り上げ、それらについても、私どもの前回の選挙のときには、当然そのような公選法での法律化、あるいは町の条例でもそのようなものはございませんでしたけども、今回、選挙公営という名の下に、ビラ、ポスター、はがき、車、それらのものが公費で負担される。公費で負担されるにもいろいろな手順、手続がありますけども、公費で負担されることになったということになっています。

昨日、鈴木議員は、供託金の没収点、3,500票で35票未満の方は没収点。当然、選挙の公営費用の公営部分の公費負担もなしということになると思いますけれども、供託金、あるいはポスター、ビラ、自動車、多分この4つが一番大きな改正点だと思うんですけども、令和3年3月22日の条例改正を見ると、車両、ハイヤー6万4,500円だとか、特定の自家用車等の借入れについては1万2,500円だというような金額になっておりますけれども、まだこの時点で運用はされていませんでした。

今回、初めて来年の6月の選挙から運用されるわけですけども、今まで選挙費用はそれほどかかっていなかったと思いますけども、今回、このように公費負担がされる選挙は初めてですけども、いかほどの予算が必要であろうか、概算で結構です、お教えください。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

現在、令和5年度の当初予算のほう、編成を進めているところでありますが、概算でいいますと、町議会議員選挙、公費分だけで500万を見込んでおります。その内容といたしましては、6万4,500円が5日分の、前回と同じ13で計算しております。その後、ビラ、ポスター等の枚数掛ける日数掛ける前回の人数で計算いたしますと、500万が公費分で、町議会議員選挙の予算と見込んでおります。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿議員。

○1番（椿 等君） 公費負担、500万、随分高いなと今一瞬、思ったんですけども、多分、候補者13人いて、13人が全部はハイヤー方式を取らないと私は思います。それは最大限で見てということだと思いますけれども、おおむね500万の今までにない費用が公費負担としてかかるということをもっと認識できたということが1点だと思います。

では、それらを運用するに当たってのいろいろな規則があります。例えば立候補当日、掲示板にポスターを張ります。その掲示板にポスターを張るんですけども、そのポスターは当然、事前に契約をして、事前にとっておかなければならない。ポスター等につ

いては、印刷業者等の契約を事前にできる。じゃあ、その事前に選挙管理委員会なり町に届けて、このような契約でやりますよということで、本人が払うのではなく、そのポスターの101枚部分については、町から業者に行くことを前提としやるというように理解していますけども、それらの事前の契約、今言ったように、印刷業者が比較的、易しい。タクシー、ハイヤー等を使う場合の6万4,500円については、これはタクシー会社と契約をすればいいわけですから楽ですけども、タクシー会社とそのような契約をして、ずっとやるということは、まず一般的にはうちのほうの選挙ではない。

そうすると、石橋議員がおられますけども、石橋議員の作ったような宣伝カーを含めた細工車両というのかな、そのような車両、あるいは寶田議員が出された、鈴木議員も出されたと思いますけども、選挙用の車、これらについては、タクシー会社でないから、最高1万幾らと7,700円。合わせても2万円ぐらいの金額になろうかと思えますけども、それらの契約についても、当然その日からスタートするわけですから、その事前での契約が当然、必要になろうかと思えます。

事前の契約の承認と、あるいはその運用に関しては、5日間という限定になっていますけども、それらを承認いただけるのは、私はまだ初めてで分からないんですけども、いつの時点でオーケーですよというような裁断が下りるものなんではないでしょうか。実質的なものについてお伺いします。

○議長（大原 秀雄君） 池上総務課主幹。

○総務課主幹（池上 至人君） お答えいたします。

運用の細かいところになりますので、正確にはっきりは決まっていないうんですけども、今考えている流れで申し上げますと、選挙当日の約1か月ぐらい前に選挙説明会が必要だと考えております。

現在、条例に基づく運用の規定のほうをつくっております。その中で、契約書を事前に町に提出するとか、そういったことを書く予定でおります。その後、手引的なものとして、モデル的な契約書のモデルケースですか、そういったものを用意いたしまして、事前に約1か月前の説明会までには準備して、お示しできるようにしたいとは考えております。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿 等議員。

○1番（椿 等君） ではまだ全条例が完璧に整備されたわけではないということで理解していいですね。はい。では、ポスター、ビラ、それら全部これで終わりにします。

次に、議員報酬について、これは尋ねるものじゃないんですけども、議員報酬は議会で決めればオーケーですよ。これは執行部提案でなく、議員発議ということでオ

一ヶ一だと思えます。それをなぜこんなところでやるんだということになりましょうけども、その道理をまずつくりたいなと思えます。

今の議員報酬が正当か、妥当か、多過ぎるか少な過ぎるか、それらについて、客観的判断で、議員が自ら判断するんじゃなく、それらの報酬自体が、この神崎町の報酬はこの金額がしかりですよというようなシステムづくりをできればしたい。

1つ、報酬審議会なるものを、議員の全く関与しない、そのような人選で審議会をまずつくっていただきたい。これは町の機関として、報酬審議会をつくってもらいたい。

その報酬審議会は、いろんな意見を聞くとともに、町民全体、ごく一部でもいいんですけども、パブリックコメントをちゃんと求めて、その場でそれらの意見も踏まえ、あるいは他市町村、市、町、いろんな関係市町村があろうかと思えますけども、それらをベースにする、さらには今うちの町長は、報酬3割カット。この3割カット、妥当じゃないと思う。でも3割カットしています。それで、その町長給与をベースとした一般的な計算式でやろうかと思えます。町長給与掛ける町長の年間出役数、一般的には300日だというそうですけれども、300日。議員は何日出たんだ。この中には通常の議会、臨時議会もある。委員会もある。研修会もある。町民運動会だってあるだろう。学校の入学式もあるだろう。出初もあるだろう。それらを全部包含した中での出役数、300分の何日出たんだと。それが現行の報酬よりも安くても、これは仕方ないと。そのような計算式によって出たものだったら。それをベースにしながら、議員報酬の正当性と妥当性、それらについて、町長、どう思いませんか。

○議長（大原 秀雄君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） お答えいたします。

今、議員報酬について、改定というようなことで、今のものが妥当なのか、あるいはもうちょっと高いのか、安いのかというようなお話でございました。

報酬審議会を開いてということでございます。私は、この報酬審議会は最終的なところに行くのかなと思ってしまして、その前に、やはり町民の意見なり何なりをどこかで吸い上げる必要があると。さらにその前に、議員の皆さん方の意思統一が必要なのかなと感じております。皆さんが全員、上げるんだというような考え、あるいは皆さんが全員、下げるんだとか、全員これでいいんだというようなお話があれば、そういった方向に進むのかなと思えます。いや、高いんだろう、安いんだと色々なことをやっている、やっぱり進まないのかなという気はしています。

そもそもやはりこの議員の報酬について下げた大本は、もう何年も前だと思えます

けれども、議員方がこの町の経済状態の中では下げざるを得ないだろうというようなことで、自分たちで発議して下げてきた経緯もありますので、その辺はまた、先ほど言われましたけども、今の財政状況ならいいんじゃないのかというような雰囲気もございます。それはまた皆さんの中で判断していただいて、進んでいただければよろしいのかなと、そう思っています。

また、事務的な手続は、また私どものほうもできるだけことはさせていただくということになります。

○議長（大原 秀雄君） 1番 椿議員。椿議員、残り5分です。

○1番（椿 等君） はい。町会議員の定数が今10名。私の知ってるいのは、18名くらいが一番多かったのかなみたいに思いますけども、議員定数の削減、10人で限界かなと。もっと減らしても、そういうような議会もあろうかと思えます。

先般、12月2日でしたっけ、神奈川県の大井町が、補選をやったところが、補選に立候補者ゼロ。次の町会議員まで、減員のまま続けるということになったみたいですけども、神崎は少なからずそのようなことがないようにしてほしい。

なぜ今になってこんなことを言うんだということになりますけれども、先ほど財政の話をしましたけれども、本年末、約5億、基金、プラスになる予定です。私の頭の中では。そのように、今までずっと緊縮、緊縮、行革。いろんな事業も整備してきた。小さくしてきた。それらのことが今の結果につながっているとは思っています。

でも既に定数は10名。議員報酬、17万5,000円でしたっけ、その金額になっています。町長報酬3割カット、やめましょう、町長、もうこういうことは。来年の条例で、町長の報酬は3割カットなしにしましょう。それで議員の報酬、私はもう来年の7月から議員ではありませんけども、だからこそ、この方々に代わって私が代弁できる。私の次の代に、あんた、議員やってくれ、これが言えません。今のままでは。真つ当な人間をちゃんと町会議員の場に出す、それが今の私の役目なんだと。なおさら今のうちにやっておかないと。予算計上、来年の3月までにするしかない。議員報酬の額を幾らかでもアップできて、それを次の候補者にやってあげたいというのが私の願望です。残っている方々の、これから残るであろう方々のためにも、できれば検討、議会でまず検討が先でしょうけど、やってほしいと思います。

最後に、町長、来年の6月、立候補なさいますか。

○議長（大原 秀雄君） 椿町長。

○神崎町長（椿 等君） 3年半前に、石橋前町長が急逝されました。そうした中で、町政を引き継いでまいりました。皆様のおかげで何とか大過なくやってこられたかな

と思っております。

私は当初から施策として、全ては町のために、全ては町民のためにということをもットーにしてやってまいりました。その中で、6つの施策を挙げさせてもらいました。まず1番目が、財政基盤の堅持でございます。先ほど議員から言われているように、当時とすれば、基金的には全部で18億円でした。それで今現在、23億積み上げております。じゃあ、事業をやらなかったのかということとそうでもなくて、実は台風に見舞われ、コロナに見舞われ、そのほかいろんなインフラ、それから道の駅と、いろんなことで金はちゃんと使ってまいりました。そうしたチョイスをしながらやってきたと。しかし、財政基盤はしっかり堅持してきたということでございます。

それから2番目に、町の活性化の拠点整備をするというようなことを掲げました。道の駅の充実、圏央道のパーキングエリアの誘致というようなことを掲げました。幸い、圏央道のパーキングエリアが設置が決まりました、今現在、工事が始まりました。埋立てが始まっております。そしてまた、道の駅に設置ということで、道の駅の改修も今、事業化されて進めてきたところでございます。

それから3番目に、町のインフラの整備ということで、成田神崎線の整備促進を訴えました。これは、今まで何回も議会でも言われておりましたけども、10年も触っていても何も見えないというようなことで、大分お叱りを受けていたところでございます。そうした中で、買ってある用地につきまして、とにかく工事を始めようと。住民の皆さんに、目に見える形にしようというようなことで今、切土、盛土を始めまして、道路、ここをやっていますよというようなことを目指しているところでございます。

それから、4番目ですけれども、高齢者の足の確保というようなことを掲げさせていただきました。それで、福祉タクシー等の充実ということでございまして、福祉タクシーにつきましては、対象者の拡大と補助金の増額をさせていただきました。おかげさまで需要者が増えまして、今回も12月の議会で補正をさせていただきました。さらに、また循環バスの土日の運行も開始したところで、高齢者の足の確保を徐々に整えているというようなことでございます。

それから、5番目といたしまして、子育て支援ということで、石橋町長時代から続けておりました保育園の料金、それから給食費、それから18歳までの医療費の無料化というようなこと、これはぜひとも継続していくというようなことで、私も今回、続けさせていただいているということで、これにつきましては、お子さんを抱える親御さんからも、大変助かるよというふうなお話をいただきまして、さらに町外の方からも、わざわざここを選んで、子どもを連れて引っ越してこられたというような方もい

らっしゃいます。大変効果が出ているものだなと思っております。

それから、子育て支援ということでそのときは訴えましたけども、特に通学路の安全ということで、田中踏切の話もさせていただきました。今現在、田中踏切につきましては、県事業ではございます。しかし、地元の議員の力強いお力添えがありまして、県と一体となって、今、大分進捗してきたという状況でございます、近い将来、形が見えてくるかなと思っております。

それから、6番目といたしまして、町に活力を持たせるためということで、発酵マラソン大会、これをやるというようなことも掲げさせていただきました。第1回目、第2回目と、なかなかコロナで開催はできませんでした。今年、ようやく5月22日に、1,500人のランナーが全国から集まっていたございまして、大変盛況に開催することができました。ボランティアなどで出ていただいた町民の方も、ランナーの方も、大変喜んでいただいたということでございます。

以上の施策につきまして、いろいろやってきたところでございます。道の駅の改修事業、成田神崎線の道路工事など、まだまだ時間はかかるかと思っております。こうした道半ばのインフラ、あるいは今後しっかりとやらなければならない高齢者や子育て支援施策、こうしたものを今後ともしっかり充実させていくということが大事かと思っております。

千葉県で一番小さい町ということをうたって、標榜しております。しかし、発酵文化を日本中に発信して、町民が誇りを持てる魅力あるまちとして、ほかの地域の方々からも羨ましがられるとか、行ってみたい、住んでみたいと言われるような、さらによいまちづくりを進めるということが私の願いかなと、あるいは施策かなと考えております。

そういうことで、再度、町政を担うべく、この6月には立候補させていただきたいと思っております。皆様方には、再度いろいろお世話になります、よろしく願い申し上げます。

○1番（樫 等君） どうもありがとうございました。終わります。

○議長（大原 秀雄君） 以上で、1番 樫 等議員の質問を終わります。

ここで休憩といたします。議場の時計で14時50分まで休憩といたします。

（午後2時35分）

○議長（大原 秀雄君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午後 2 時50分)

○議長（大原 秀雄君） 一般質問を続けます。

◇ 10番 寶田久元君 ◇

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田久元議員の質問を許します。

○10番（寶田 久元君） 議長のお許しを得ましたので、一般質問を行います。

世界中が、カタールのドーハで行われているサッカーワールドカップに注目していましたが、もう少しで閉幕になります。日本は、予選リーグを強豪ドイツ、スペインを破り、1位で通過しましたが、決勝トーナメントに進み、日本列島は歓喜に沸いていましたが、決勝トーナメントの初戦で、クロアチアには120分の死闘の末、PK戦に持ち込まれ、敗れました。悲願のベスト8の壁は厚く、破れませんでした。

コロナ禍も3年たちました。カタールのサッカー場では、サポーターはマスクはほとんどつけていない。東京オリンピックは、1年延期して観客を制限し、PCR検査も行って、マスクも着用しました。中国ではまだゼロコロナで規制が厳しいが、ワールドカップを見る限り、世界はウィズコロナのようです。

町内に目を向けてみますと、12月2日の新聞報道では、来年は町長・町議の任期なようです。コロナ禍での議員活動でしたので、もう4年たったかと思う次第です。神崎町選挙管理委員会は、町長・町議の選挙を、1か月の違いなので、6月18日同日することに決定しました。これは町民の一部の人が運動したため、選管を動かすようになったと私は思います。経費の削減と投票率のアップを期待できるので、よいことだと思います。

さて、質問はコロナ禍から行います。通告では、現在行われているワクチン接種の状況はどうかですが、昨日からもう一般質問等、町長の説明にもありましたが、町長の説明では、年内には3,000人、奥山主幹の答弁では今現在32%となっていますが、もう少し詳しく説明してもらえますか。

今は、私は60歳以上の第5回目のワクチン接種の券は来ていますが、重複するとは思いますが、詳しく説明してください、奥山主幹。

あとは自席でやります。

○議長（大原 秀雄君） 奥山保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（奥山 晴美君） ただ今の寶田議員のご質問にお答えします。

新型コロナウイルスワクチン集団接種は、10月25日から、使用ワクチン、オミクロ

ン対応型ワクチンのほうを使用しまして接種いたしました。

詳しくということですが、年齢別でよろしいでしょうか。65歳以上ですと、現時点ではオミクロン接種率が22.51%、60から64歳では29.74%、50から59歳では53.98%、40から49歳では39.06%、30歳から39歳では29.76%、20から29歳では26.5%、16歳から19歳では35.4%、12から15歳では26.71%です。それ以下に関しては、現在のところ予防接種のほうは実施しておりませんので、数値のほうは出ておりません。

全体で合わせますと、32.01%というふうになります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 32%。これは昨日からの全体での奥山主幹の答弁でしたが、オミクロン株に効くもの、今は65歳以上ですか、60歳以上ですか。実は私は今日午後2時からだったんですが、一般質問が3時からだということでキャンセルしまして、明日に回してもらいましたが、このオミクロン株に効く65歳以上、60歳以上ですか、第5回目です。これを若い年齢層にも接種はもう始まっているんですか。オミクロン株について。

○議長（大原 秀雄君） 奥山保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（奥山 晴美君） ただ今の寶田議員のご質問にお答えします。

12歳から15歳のオミクロン株のワクチン接種のほうは始まっております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） そうすると、全体で32%のは、オミクロン株が、これが全体での32%なんですか。

○議長（大原 秀雄君） 奥山保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（奥山 晴美君） ただ今の寶田議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、12歳から15歳以上の方のオミクロン株の接種の数を報告させていただきました。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 私は明日、オミクロン株の第5回目を接種しますが、今まで奥山主幹が先ほど説明した年代別の中では、大分これ、若い年代層が少ないではないかと思いましたが、案外、神崎では多いわけですね。思ったより。それはいいです。

あとは皆さん、もう前の方がいっぱい質問していますが。

12歳以下は一つも接種していないというわけですね。それで、実は私の家庭で、12歳以下の子どもが2人ともワクチンは未接種で、家庭の中に持ち込んできた。それで私のせがれ夫婦も感染してしまって、陽性になっている。このワクチンが12歳以下の人が打っていなかったから、感染して持ってきちゃったのかもわからない。私のせがれ夫婦も、3回くらいはもう打っているわけですが感染しました。私は4回接種しましたが。一番小さい孫が1日目陽性、病院に行って陽性。次の日が上の孫、次の日がせがれの嫁、次の日がせがれです。これは1日ずつ4日ずれてきちゃって、濃厚接触者、私は、一番最初から濃厚接触者は5日は社会に出るんじゃない。それで、接触者は10日間のような、今、保健所の指示ですよ、保健福祉課はそこらは全然、把握してなくて、指示もしていないというけれども、保健所のほうに問合せしたら、それで4人が1日ずつずれてきちゃったんです。

それで、私は毎日のように熱を測って、抗原キットでやっても常にマイナスでしたが、最後の4人目のせがれが感染してから、これからまた5日間、結果的には10日間の隔離というか、社会に出られない状況になっちゃっているわけだったんです。

そのため議員旅行にも行けなかったんですが、その辺の指導、昨日からもう保健福祉課の奥山主幹が言っているけど、町のほうでは、陽性になった、病院へ行って、うちの孫がのどが痛い、何がしょうがないというわけで小児科へ連れていったら、そうしたら陽性だというわけで、それで病院のほうでは、あとは保健所のほうに連絡しますから、保健所の指示に従ってくださいと。

それで保健所にも私は連絡を取ってやったら、濃厚接触者は5日間。でも最後の人から数えるから、結果的には9日間になってしまったんですが、そのあは、町の保健福祉課は、そういう指導から、問合せがあっても、今までの一般質問の人に聞いたら、町は関知していないという話ですが、全然やらないですか。

○議長（大原 秀雄君） 奥山保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（奥山 晴美君） ただ今の實田議員の質問にお答えします。

町のほうでは、全数把握、数の把握のほうは保健所のほうの業務になっておりますので、指導等は実際のところ行っておりませんが、もし在宅で療養が必要になった場合は、こちらのほうから買物とか、それから健康管理のほうをするというふうなシステムもできていますので、そちらのほうをご利用して……、本人からの申出で、そちらのほうを利用していただければと思います。

あと、それから新型コロナのワクチンのほうですけども、オミクロン対応ではない

んですけれども、その前の一般のほうのワクチンですと、5歳から11歳では16.09%の方が予防接種のほうを終わっております。

あと、オミクロン対応型のワクチンですけれども、小児用のほう、生後6か月から、5歳から11歳までも予防接種のほうの該当にはなっております。集団接種のほうの対応ではありませんが、島崎医院かかかりつけの医院のほうで相談していただき、日程調整をした場合は、0.3ccという、大人の半分ぐらいになりますけれども、そちらのほうのオミクロンの予防接種のほうができるように法整備もされておりますので、そちらで対応していただければと思います。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 小児科に行けば、12歳以下の子どもにも接種ができるというわけです。ただ、それに行かなかったために、12歳以下の子どもが2人かかってしまった。ワクチンをやらなくても、一度かかっていれば、コロナに対しての免疫ができるから大丈夫だとはよく言う、これは正確なあれじゃないけども、一度かかった人は免疫ができるんだから次はかからないというようなあれはないわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 奥山保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（奥山 晴美君） 現在のところ、オミクロンの株はたまたま重症化率は低いんですけれども、今後、毒性の強い変異株、例えば今、BA.5ですけれども、今、BA.9というのに置き換わりが起きております。国立感染症研究所の脇田孝字先生の話では、置き換わりが現在38%まで来ているということで、第8波がどのようにこれから拡大していくのか、それから終息していくかはちょっと予想がつかないという話ですので、そちらのほうの対応も、保健福祉課では注視していければと思っております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 次に行きます。昨日の質問の中では、全数把握はしていない。ただ、65歳とか何とか4点ありましたね。それで、神崎は526人でストップしている。実数把握はできないと言いましたが、町のほうだとかどこにも、保健所かな、報告しなくてもいいわけですか。

それで、私も濃厚接触者だからというわけで、旅行を大分考えたんですが、知らんぷりして行っちゃおうかなと思ったら、局長が駄目ですと。じゃあ、ドタキャンだから、旅費は私が自費で払うと言ったら、議長がその旅費のほうはいいですと。それで、

少しだけでも餞別を届けよう、役場に行こうと言ったら、役場に来ないでくださいと。それでしょうがないから、前局長のポストに朝の4時頃行ってやったというわけですが、これを濃厚接触者だとは黙っていて、だって町が把握できないんだから。4点ほどでしょう、全数把握をやるのは。数を数えるのは4点ほど昨日言ったよね。それ以外だったら、報告しなくて社会に出て歩いても、行動制限がないわけだから、いいわけなのか。

○議長（大原 秀雄君） 奥山保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（奥山 晴美君） 寶田議員の質問にお答えします。

現時点では、全数把握というよりは、発生届出ということで対処しております。昨日も説明をさせていただいたように、65歳以上の方、あとは入院を要する方、診察時点で直ちに入院の必要がない場合であっても基礎疾患により入院の必要があると医師が判断した場合も含まれます。3番目に、重症化リスク。例えば悪性腫瘍、慢性呼吸疾患、COPD等、慢性腎不全、難病、ステロイド使用、脳血管疾患など、抗がん剤もそうなんですけれども、そういった場合は発生届に入ります。あとは妊婦さんですね。それ以外の方は、ご自分でMY HER-SYSという登録をなさって、それで把握をすることになっております。

全数把握でなくなったということは、保健所、または医療機関の負担を減らすということなんですけれども、現在、2類から5類のほうに変更されるというような話もありますけれども、この把握は、5類になりましたら余計難しいということになりますので、ぜひ5類で対応するというのではなくて、ちょっと話は外れますけれども、2類は国民の生命・健康に重大な影響を与える疾病で、結核、ジフテリア、鳥インフルなどが含まれております。そこにやはり新型コロナも含めまして、全数把握に近い数を我々、特に医療従事者、それから公衆衛生に関わる者としては把握しておきたいと常々思っております。

少し質問の要旨から外れて申し訳ありませんが、以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 65歳以上だから、私はその4点の中に入っているけども、それでこれを聞いて次に行きますが、濃厚接触者も、ある程度の縛りはあるわけですか。毎日、抗原キットでマイナスでも。

○議長（大原 秀雄君） 奥山保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹（奥山 晴美君） ただ今の寶田議員の質問にお答えします。

濃厚接触者の方は、5日間自宅待機をして、そしてコロナの抗体検査のほうもして

いただいて、マイナスであればまたふだんの生活に戻っていただくというような形になります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） いずれにしろ5日間は濃厚接触者は駄目ですよと。分かりました。私は旅行に行かなくてよかったです。

次に行きますが、行動制限が緩和されたというわけで、そうすると感染拡大が広がるのかなというような第8波であります。

これは私もこれは悪かったんだけども、フェスティバルをやりました。フェスティバルに、雨だったからしょうがなかったんだけども、あれは女性の根本さんが担当だが、今日は石橋さんがいるけれども、抗原キットを各出店者には事前に配りまして、それを当日、プラスの人は帰ってくれ、マイナスの人は出るというわけで、あの雨が降っている中で、私も事務局のほうに提出しろと言ったけれども、あれは保健福祉課で各テントのほうに来てもらえればよかったんだけども、雨の中だから大変だと思って、私も提出を指示しちゃったんだけども、集めたんですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） なんじゃもんじゃの際にお配りした抗原キットにつきましては、あくまでも自主的にやっていただくという趣旨でございまして、特に陰性の場合は報告のほうは必要ないということで、お渡ししております。

また、陽性だった場合は、当然、会場のほうには遠慮していただいて、できれば町のほうにご報告いただきたいという趣旨で、特に報告を求めたという趣旨ではございません。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） それで、陽性だからといって提出した人も誰もいなかったでしょう。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） はい、ございませんでした。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 規制が緩和して、感染が拡大する第8波が、今もう全国で10万人以上が毎日のように出ているから、これは懸念するあれですが、行動制限は取らない、それで各イベントはやる。それで、神崎町議会、議会というのは役場の最高機関のあれなんです、議員が旅行をやった。今日も忘年会をやる。これに対しては、

3年前だったらマスコミから何からうるさかっただろうけども、国がそのようなあれを取っているので問題はないと思いますが、これはうちのほうの地区ですが、まず暮れの区会は、やっぱり飲食はしない。それで、菩提寺であるお寺の新年会も、飲食はしないというわけです。

先ほどの、私もおやっと思ったんだけども、酒蔵まつりが中止の方向に動いているというのは、椿議員はいろんなニュースが一番早く入るだろうから、私はとろいほうだけれども、初めて聞きましたが、中止の方向に動いているというのは本当ですか。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

酒蔵まつりに関してなんですけれども、12月2日に実行委員会を実施しまして、今年も見送るということにさせていただきました。しかしながら、各蔵では、予約制により参加人数を絞った形で実施を検討しております。鍋店さんのほうは3月12日に実施するというような方向で動いています。

感染症が落ち着きまして、来年、再来年になりますけど、酒蔵まつりを開催できることを期待しているような次第です。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） いきいきフェスティバルやマラソン大会や、いろんな行事やイベントはやるけども、私は酒蔵まつりに関しては、あれだけの狭いところで酒を飲んでいるから、飛沫が大分飛ぶから、これはどうかなと思っていたら、やはり実行委員会で中止を決定したわけですか。分かりました。

次に行きます。インボイスについてお聞きします。議会でも、鈴木議員が取り上げていましたが、なかなかインボイスの内容がよく分からないものであれですが、今まで消費税、1,000万円以下の売上げの人は、消費税を納めなくてもよかった。それが今度は納めるようになる。その仕組みについてちょっと、これは税務課かな。それで、農業関係に関しては専門家に聞きますから。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 寶田議員のご質問にお答えいたします。

インボイス、いわゆる適格請求書のことですが、この発行事業者として登録すると、課税売上げ1,000万円以下でも課税事業者となりますが、登録しなければ、以前と同じ免税事業者の扱いとなりますので、消費税の申告義務はありません。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 登録して課税業者にならないで……、登録しなくちゃ納めなくたっていい。これは私は米を生産しているわけなんです。介護施設のほうには全然、消費税は関係ありませんが、米の出荷に関しては、今までは消費税を納めていなかった。3町歩ちょっとだから、350万か400万弱くらいで、仮に350万の売上げがあったとしても、35万は今までは免税でいた。

今、浅野課長が答弁したのは、申告しなければ納めなくたっていい。それで、農協の組合長にちょっと問合せしたら、浅野課長はそのようなことを鈴木議員のときに答弁していました。農協のコシヒカリ一等の値段には、消費税が込みになっているというわけ。それを私は350万から400万くらいの売上げだから、今まではそれはただもらっちゃっていたわけ。農協から、1,000万円以下だから、それで今度、農協や米の業者は、登録してくださいと。それで、課税業者になってくださいというわけ。

それをやらなくて納めなくたっていいと言ったでしょう。そうした場合には、農協は今度、コシヒカリ一等が1万1,000円だった。消費税込みで。そうすと、米のほうをたたいてくる。1割それを切ってくる。その分を農協が納めるほかないというわけ。そうでしょう、産業課長。ちょっと浅野課長と違うから、その辺を説明してください。

○議長（大原 秀雄君） 浅野町民課長。

○町民課長（浅野 憲治君） 私のほうの説明が足りなかったので申し訳なかったんですが、原則的には農家もインボイスを交付しなければなりません、インボイス交付の義務が免除される特例があります。特例です。米農家の場合、大半が農協さんに出していると思われませんが、その農協では、免除の特例を満たした委託販売方式、2つ条件がありますが、無条件委託方式かつ共同計算方式で契約の上、出荷していれば、免税農家であっても、農協が代わりにインボイスを発行しますので、個別の農家は、インボイスの登録は免除されるという規定があります。

ただ、個別の契約となりますので、その個々の人が農協とどういった形で契約しているかは分かりませんので、こちらではお答えできませんが、今、一般的なことですが、免除の特例を満たした契約で農協に出荷している場合には、1,000万円以下では従来どおり免除という形になると思います。

個別については、農協もしくは税務署にお聞きいただきたいと思います。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 農協特例なんです。この委託というのは。それで、JAかとりでは、委託はこのようなのではないというわけです。農協特例はないということで、全部個別にやる。

それで、1万1,000円の消費税込みのコシヒカリ一等が、今度はどうするのかといったら、1万円に切る。これは商品もそうです。それが今度、逆に農協が消費税を納めなかった、私らみたいに今まで納めていなかったのが、今度、農協が代わりに納めるほかないわけ。ですから米のほうをたたいてくる。

それで、これは米業者も農協も、3月31日までにこれは申請するんですよ。それで皆さん、課税業者にみんななってもらいたい。結局、300万の売上げなら、30万の今まで免税になっていた分は、これは農家の人皆払ってもらえんようになる。それで、それを申請しなかったら、農協のほうは米は買わないような話もしている。一般の米を扱っている業者もそのようなことを言っている。

それで、1,000万以下で、今まで消費税を納めていなかったのは、これが国が今度、消費税をインボイスの制度で1,000万円以下の人も納めてくださいよといったら、何か全国で米だけで4,000億くらいになると。これだけ免税になっていたみたいですが、でもこれは来年の10月1日からだから、来年の米は大体9月中に売ってしまうから、再来年からの問題だなという話になりますが、そんなに10月までKRCに送らないから、9月にはもう大体終わりしてしまうから。

そういうあれなんです、一般の商人の人も結果的には同じようなあれなんです。1,000万円以下の方は納めないで、例えば菓子屋、煎餅でも何でもいいや、亀田のあれを仕入れる。それで1,000万円以下の方は今まで納めていなかった。今度、亀田のあれも、それを今度、申請して、課税業者になってくださいよと卸しているところに言って、そしてその人がならなかったら、亀田のあれのほうで納めるほかないという、そのような仕組みだそうです。浅野課長、何だ、俺のほうで答弁しているみたいだな。石橋課長、米に関してはどうですか。私の言っていることが本当でしょう。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） ただ今のご質問にお答えさせていただきます。

先ほど説明の中にございましたけれども、農協さんの委託販売方式という、要は集荷の方法ですよ、あちらにつきましては、インボイスに農家さんが登録していなくても差し支えはないというような状況にはなります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これ、質問するほうでも、インボイスというのはどういう制度になっているかというのを結構勉強してやってくるから。それなら聞く必要はないなというんだと思いますが、質問するまでには結構勉強してきます。

次は、世界的に物価高の中で、今度は肥料の値上げですよ。肥料の値上がった分の9割は、国が7割、県が2割補助して、返ってくるようなんですが、これに対するの説明。

それで、末端の市町村は1割くらいの義務はないわけですか。国が7割、県が2割。この説明から聞きます。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） ただ今の寶田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

資源高の影響によりまして値上がりしております肥料に関しましては、肥料価格高騰対策事業、こちらによりまして、国・県の支援制度が施行されました。肥料低減の取組を行う農業者を対象として、支援額については、先ほど寶田議員おっしゃいましたとおり、国7割、県2割の9割が交付されるようになります。

市町村についてということですが、現状、神崎町として上乘せをするような計画はございません。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 肥料の値上げ分の9割が返ってくる。私は農協から肥料を買っていますから、農協の場合、手続はどのようにやるんだと言ったら、農協から買ってもらった組合員の人には、農協が全部やって、組合員の上まった分の9割は農協が国・県からもらって支払いますと。ただ、ホームセンターや商店では、それをやらないところがある。

それで、この一般質問を通告したときに、これは町行政に質問してはどうなんだと言ったら、いや、ホームセンターや商店の肥やし屋がやらない場合には、町に農業再生協議会というのがあるというわけで、これが証明する必要があると。それは担当は石橋課長かなと農協に聞いたら、それは議会でよく聞いたほうがいいというわけで、これは石橋課長が担当するわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） お答えいたします。

ただ今お話がございましたとおり、各肥料の販売店さんが、基本的には取扱いの事業者となります。ただ、農協さんはもう秋肥について、取りまとめも行っていただいておりますけれども、ホームセンターによりましては、取り組まないというようなところもございます。そういった農家さんにつきましては、神崎町の再生協議会、いつてみますと米の転作施策を主に行っている団体という形ですが、事務局はまちづくり課の産業係になりますので、まちづくり課までご相談いただくというような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） だから石橋課長がそれが担当なら、もうちょっと深く説明、肥料の値上げ分、値上がった分、秋に関しては6月、11月だから、農協は始まっているというけども、まだまちづくり課の農業再生協議会、石橋課長のところにはまだ町民からやってくれないかというのは来ていないかもしれないけども、この9割、結局3,000だった肥やしが1,000円上がった。4,000になってしまう。

それで、その4,000、だから1,000円上がった分の9割だから、900円が補助になるわけですか。その仕組みを教えてください。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） それでは、ご説明申し上げます。

実はこれは少し細かい計算にはなってくるわけなんですけれども、先ほど価格の上昇というようなお話をさせていただきましたが、秋肥に関しては、価格上昇率というものを国のほうで算定しております。これが1.4という数値になります。

それで、肥料提言の取組を行った農家さんに対してというお話を冒頭、申し上げたかと思うんですが、それによって、0.9の肥料削減効果を見込むというような考え方で、計算方式としますと、肥料の費用コストの増加分というものが、今年の肥料代から、今年の肥料の購入費割る価格上昇率1.4割る、市使用料低減率0.9というような計数を掛けて算定します。

仮にのお話ですけど、先ほど3,000円のお話ありましたが、1,000円の肥料の場合、この計算式によりますと、約206円が肥料コストの増加分というような数字になりまして、その9割ということですので、約185円が支援されるというような仕組みになります。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 石橋課長、その支援の内容の計算方法は、私もこれはあるんですが、それがのみ込めないわけですよ。今のあれで、1,000円上がったって185円くらいしか返ってこないわけですか。

話によると、そうでなくて、その計算はそうだろうけども、仮に私は春肥を10万以上買うけども、10万円買った人には1万8,500円くらいが、だから185円が返ってくるというわけだから、この185円というのが、だから全体の肥料の仕入れに関しての、仮に切りのいいところで10万で、1万8,500円返ってくるという、そういう計算にならないんですか。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） お答えをいたします。

ただ今、寶田議員おっしゃったとおり、計算式、秋肥計算した場合はそのような計算式になってくるわけですが、春肥の上昇率というのがまだ出ていない状態です。県のほうに確認を取りましたら、春肥の上昇率が3月に出るだろうということで、実際、申請そのものは春肥の上昇率が出た後になってこようかと思えます。

ですので、寶田議員の購入された春肥の分については、まだ上昇率というのが算定されておりませんので、正確な数字として出ないわけですが、秋肥の計算方法で考えた場合、先ほどお話しされたような状態になろうかと思えます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 秋肥の計算はもう出ちゃって、6月から11月、春肥は12月から購入して、3月で、だから4月辺りには支援金が来るとは思いますが、この計算方式で、1,000円上がったからとかそういう説明ではなくて、秋肥に対しては10万円のを買った場合には1万8,500円が支援、そのような説明のほうがいいんじゃないですか。

○議長（大原 秀雄君） 石橋まちづくり課担当課長。

○まちづくり課担当課長（石橋 正彦君） お答えさせていただきます。

先ほど1,000円の肥やしを買った場合、185円が支援というようなことでしたので、寶田議員おっしゃったとおり、10万円ということだと1万8,500円というような計算になろうかと思えます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） これも農協の経済センターへ行って、大嶋経済センター長とインボイスと肥料の値上げ、半日勉強してきたんですよ。だから私のほうが知って

いるかなと思ったんだけども、それでも質問したわけですからね。

次は、今度は分からないことですからね。今度は郡地区に関してだ。郡から選出されている議員もいますが、1人は議長になってしまったからあれですが、郡地区にコスモス園を毎年つくっています。あれは町内でも結構好評で、最盛期のときには見学者が大分、来ているという話です。

あの土地は何のためにあるんですか。それで、どこが所有しているんですか。平田議員がもう何年も前から、田んぼの中に飛行機が下りられるような滑走路、あんなに取っちゃって何するんだ、あれ、もったいないな、いつまでもと言っていますが、このコスモス園に関しての説明。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 郡地区のコスモス園というお話でございますが、おっしゃるように、今コスモス畑ということで、フォトスポット的なものにもなっていると伺っております。コスモス畑越しに鉄道写真を撮ったりという方が結構いらっしゃるといって伺っています。

こちらについては、地元の郡地区の郡地域資源保全会によりまして、多面的機能支払交付金事業、農地・水の事業でございますが、そちらの取組の一環としまして、整備していただいているというところでございます。

この土地につきましては、平成4年度から11年度にかけて実施されました神崎東部地区の圃場整備事業、土地改良事業における余剰地でございます。所有者ということでございますが、こちらは神崎町の町の所有となっております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 土地改良で、平成4年から11年にかけての余剰地が出たというわけで、これは町がお金を出して買ったんですか。今は町の所有地だから。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 私のほうで詳細についてはちょっと把握できていないんですが、換地等によりまし、生じた残地、あるいは点在した公有地を集積しているという部分でございます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 余剰地が出れば、土地改良のそこのやった地権者らである程度、余剰地で案分に分けるわけなんですけど、あれだけの広い面積を町にただ寄附したんですか。その金のやり取りは分からないですか。それと、面積はどのくらいあつ

たか分からないですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 事業につきましては、こちらは県事業ということで、県の当時の佐原土地改良事務所のほうが実施している事業でございます。ということで、お金の流れについては、町のほうでは把握してございません。

面積でございますが、今コスモスが植えている部分だけで申しますと、延長としましては230メートルございまして、面積はおよそ3,400平米でございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 230メートルですよ。この質問に関しては、郡地区からの区民の人が私に、長年、町会議員をやっていた人で、私の先輩ですが、これを何とか、寶田、おまえもこの道に関しては分かっているんだらうから、一般質問でやってくれと。毎年、毎年、郡地区でコスモスを作っている。その後片づけも郡地区でやっている。

課長、これは県道……、今度、次の段階に行くからね。私の質問がまだそこまで行っていなかったから。県道356号線のバイパスにつなげるために、土地改良のときにあれだけの土地をもう取っておいて、後から買収するのは大変だからというわけで、これは成田神崎線の問題で、それから成田神崎線が今、植房の道路、なかなか進まない。できなかった。町長は次の4年間でやるんだらうけれども、植房から立野に下りて、立野から四季の丘を通過して、それでコンビニがあるでしょう。あれから真つすぐ、JRの踏切は高架になるとか何とか、最初の話で、それからあのコスモ園を真つすぐ通って、それで今村に入って、今村には民家がある。そこで365号のバイパスに通じる。これは県の主体の事業で、県が最初から計画している。

それで、私も議長、副議長もやったことがある。そのときには、県に毎年のように陳情に行っているわけなんですよ。これはただ本当の形だけで。そのときには、県の説明も、今言ったとおりあの道を356バイパスにつなぐ計画だとは聞いていますが、課長もその辺は分かっているでしょうから、それは見通しはないわけかね。今、私が説明して、植房、立野、四季の丘、大貫、郡を通過して、今村の民家がある、それで365号線につなげる。これは県道としての計画で、県が事業主体になっているでしょうが、町の担当課はその辺は把握していませんか。もっとも陳情に毎年行っているわけで、議長、副議長、町長、ずっと一緒に。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 寶田議員おっしゃるように、町として県道成田神崎線整備促進期成同盟の活動としまして、例年、県のほうには陳情活動を実施しております。

こちらの道路でございますが、先ほど成田神崎線というお話もございましたが、県のほうで実施している事業としましては、県道郡停車場大須賀線、現道でございますが、立野のほうから郡に抜ける道路でございますが、そちらのバイパス道路として今、整備を進めているというところでございます。郡地先の国道356号線、ミニストップのところから立野地先まで、およそ1.5キロについて、バイパスの整備を進めておるというところでございます。

これまで大貫工区に当たります、郡のミニストップから四季の丘まで、距離にしておよそ1.2キロについては、整備が完了しております、残る0.3キロの区間、立野工区については、事業着手ということで現在、用地交渉を行っているということで伺っております。

県道予定地ということですが、356バイパスへつなげるという計画につきましては、県のほうで実際は事業化にはなっておりません。それで、県道用地、予定地ということでございますが、正確には町のほうで県道要望している用地というのが正しいのかなと思います。

郡停車場大須賀線の今工区ということで町のほうでは呼ばせていただいて、国道356号バイパスまでの延伸を事業化していただけるよう、例年、要望活動を行っているというところでございます。

期成同盟のほか、県政与党である自民党の移動政調会、または千葉県町村会を通じて、毎年この件については要望書を出しているというところでございます。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 県道郡停車場大須賀線は、ミニストップまでの計画で、あれを振り分けるというわけでやって、その先は土地改良をやって、余剰地であろうが何であろうが、それはその土地改良工区の組合員の人か、それとも町の産業課の指導だか、土地改良の佐原事務所の指導だか、あれは道路用地としてとってやったわけだと思いますが、今まだそこまでの説明はなかったけれども、あそこまで取ってあるんだから、あれは県に毎年要望して、私は議長のときなんかは、強くそのときに、県会議員の人もしましたよ、町長もいたんだけど、強く要望はしているわけですが、県としてはまだまだ、あれだけもう用地も取ってあるんだから、つないでくださいよと。そうでなくたって今、高谷から356まで出ると、高谷地区、今村地区の人は、あ

そこは大型が通ってしょうがないから、早くこっち側を真っすぐな広い道を造ってくれと、その計画があるというわけだったんだけども、それは県のほうではまだまだ白紙の状態、町がああ道路を持っていて、郡地区の人にただコスモスを毎年、作ってもらっているというような状況なのですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） こちらの用地に関しては、おっしゃるとおり土地改良事業の当時、幹線道路、県道バイパスの延伸を整備するという構想があって、この場所にこのような土地を集積したものと考えています。

例年、要望活動をやっておるんですが、県からの回答としましては、事業の整備効果や周辺道路の交通状況等を勘案しながら検討していくということで、いってみれば長時間要するというような回答をいただいております。

これにつきましては、事業化に向けた継続的な要望を今後もしてまいりたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 成田神崎線も、期成同盟をつくって、毎年のように陳情に行っているけども、ただ形だけのあれみたいで、まず植房の道路は、これは町道として今やっているわけですが、それから今度、県道にできたら格上げするという。あと久住地区でも2か所が、一つもあれは動かない。成田神崎線の。これは成田のほうだけでも、県会議員の先生らもいても、あれも何も手をつけられなという話なんです、毎年、期成同盟をつくってやっているんだからといっても、県のほうもなかなか進まないという感じです。

課長、これは確認だけでも、これは365号線のバイパスにつなげる予定地ではないのかな。それともそういうわけでなくて、今村まで行くのは、いつになるか分からない。未定、計画がないというのだけを確認します。道路用地として、このコスモス園は町有地として持っているんでしょう。それで、何のためにあるか。それも計画もなし。それで郡の区民の人は、早く大きな道路を今村までと言うけれども、その計画は今のところなしと確認取っていいですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 繰り返しになりますが、こちらの県道予定地ということですが、正確には町のほうで県道として整備してほしいということで県のほうに要望するための用地ということがございます。県のほうでは現在、まだ事業化までは至っておりません。

こちらの道路を延伸することにつきましては、当然、利便性が向上しますし、広域的な道路ネットワークの強化、あるいは災害時に複数のルートが確保できるなど、国土強靱化の観点からも必要ということで、重要な道路と考えておりますので、引き続き県のほうに強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 分かりました。町としては要望は強くする。それで県のほうにやりますが、県はまだ事業化ということにはなっていないということですね。

次に、またこれは郡の踏切のことですが、大原議員、今議長ですが、1年目になったとき、これは本当に相当の決意で、一丁目一番地、政治用語では一丁目一番地はこの4年間で……、大原議員はまた次も議員をやるから、この4年間でできなくても、椿議員の引退というのは寂しいんだけど、そんなことはないとは思いますが、政治用語では一丁目一番地、最優先課題、最上事項。これは一番大事なことだ。

これも県の事業主体ですが、昨日の荒井議員の質問を聞いていましたら、県が事業主体、令和2年から始まって、今、用地交渉、あと補償の問題を年内にめどをつけるという課長の答弁ですが、もう少し荒井議員に聞いてもらいたかったけれども、私に質問を残しておいたんだと思います。

用地交渉で、県は地権者から土地は買えたわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 現段階においては、契約には至っておりません。以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 契約には至っていないが、同意は取れていますか。

それと昨日の荒井議員の質問では、今、補償費の問題だからと。ですからもう土地に関してはある程度、交渉ができて、同意くらいで、あとは補償問題。土地交渉と補償は一緒だろうけども、うちの庭先を広げるならいいですよその同意くらいは、県のほうは取ったわけですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 同意を取ったというのは伺っておりませんが、道路用地の買収には境界の確定がその前に必要でございます。その際の境界確定については同意をいただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 県が事業主体だから、町の課長にああだ、どうだと聞くのもあれですが、地元の建設課としても、これは県の事業主体だからお手伝いはするほかないと思います。町民のためにも。だと思ひます。

郡踏切は今日も、私はしょっちゅう通ってきますが、大型車は絶対に擦れ違ひできない。また大型車が来た場合には、普通車はどっちかで待っています。ぎりぎりなら通りますが。それと自転車や歩いている、特に通学路にもなっている。それで郡踏切を渡るときには、対向車が来た場合には、どうしても歩道、歩道というあれじゃないですが、その幅がない。

一丁目一番地ですから、これは。郡には町長もいた。4人も町会議員がいた。それでも広がらなかった。これは最優先課題ですが、大原議長も一生懸命、地権者との交渉だとかやっていたが、今のところはめどがつかないという感じですが、3年前ですよね、県会議員の伊藤先生が来て、神崎の飲食店でこの件に関して大原議員にも来ていただきました。そのときには、香取土木の田中課長さんかな、来ていて、即、手をつけろと伊藤先生からの指令があつて、そうしたら今度、名字はちょっと忘れましたが、田中さんだつたと思ひましたが、成田土木に行つて、まだ現職中に亡くなつちやつたという話だつたんだけど、私は何回か連絡を取つて、伊藤先生のあれですから、郡の踏切、地元の議員が言ったから、地元の議員の顔を立ててやつて、なるべく早めにこれ、広げなければ、もう何十年もの課題。

それで、町長は先ほどの3年間の実績報告の中で、田中踏切のことをよく言っていました、田中踏切は簡単に広がつちやつた。あれは石橋町長のあれで。郡の踏切、こっちのほうが大事なのに、向こうかなと思つたんですが、県のほうにもなるべく早くこれを拡張できるように課長のほうからも、これは期成同盟ではありませんが、お願いするようにしてもらえますか。課長の意見を聞いて、次に行きます。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） こちらの踏切については、昨日も申し上げましたが、踏切道改良促進法に基づく改良すべき踏切道に指定されているということもございまして、JRさん側も優先事業として位置づけしていると伺っています。

このまま進展が見られないと、大幅な計画変更もあり得るよということもございまして、町としましては、今まで以上に千葉県香取土木事務所と連携をさらに密にしまして、町でできる限りのことは協力してまいりたいということで、県に任せずに、町、当然、議長はじめ地元議員の皆様の手も借りながら、年度内に契約できるように尽力してまいりたいと考えております。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 県のほうになるべく早く拡張できるように、課長、お願いします。

これもその関連ではないけども、通告はしなかったんですが、大した問題じゃないから。その郡の踏切から、神崎側から行って左側、排水の工事をして、私は6月かな、のときの一般質問で、議長の前の道だから、早めにあれ、ガタガタ来ているのを直したほうがと言ったら、県のほうにはと。あれも県の事業主体でしょう。そうしたらある議員が、寶田さん、車が悪かった。いい車ならガタガタしないんだよと言われたが、私は車、大した車は乗っていないから、ガタガタいうんだけれども、議長の前の道路だから、早く直してもらいたいんだけれども、あれも県の事業で、いつ頃できるんですか。

○議長（大原 秀雄君） 石井まちづくり課長。

○まちづくり課長（石井 達矢君） 昨年、水道管の布設で行った部分を、県のほうでは今度は排水施設ということで、ボックスカルバートを設置するという事業を予定してございます。本年度の後半ということで伺っておりますので、早ければ年度内に着手するのかなということで伺っております。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 10番 寶田議員。

○10番（寶田 久元君） 次に、私は通告しておいたんだけども、5と6の間に、これは椿議員と同じですよ。通告の前は、25日までですが、議場に町旗と国旗が掲げていなかったから、これを質問しようと思ったら、その後、できたからというわけでこれは取消しにしましたが、椿議員が、私に関しては、国旗を掲揚したことに関して、寶田議員からどうだのと先ほどお話ししましたが、これは議員の皆様の賛成多数で、6月議会で議案発議として飾ることになりました。

神崎町もようやく日本の国の一部かなというような気がします。日本の国民としては、日の丸・君が代は当然だと思いますが、国民の中にはいろんな人がいますが、否定する人もあるでしょうが、大半は日の丸・君が代、町内の行事に関しても、恐らく小学生・中学生、町の行事でも日の丸を掲揚して、君が代を歌う。

昨日、その後、初めて議場に来て、大変よいことです。私の長い間の懸案でした。それを町民の何人かが一生懸命頑張って署名運動したために、このようなことになったと思います。

それでは最後に、これはもう町長、結論は出ちゃったけれども、椿議員がなかなか

町長に最後の質問を言わないな、言わないなと思って、私に残しておいたのかなと思っていただけども、町長から回答が出てしまった。

町長、この3年半ですか、先ほどの……、これは答弁はいいですからね。もう全部聞いちゃったから。3年間の道半ばで、立候補を6月にはしますと力強い立候補声明がありました。道半ばだ、まだまだやり遂げたい仕事は残っています。特に町道3路線、私がうるさいほどやっていたけども、それで町民の圧倒的な支持で1期目、当選したんですから、2期目も町民は期待していると思います。

まだ時間があるからあれですが、最初の私の挨拶でも言いましたが、来年6月18日は、町長、町議が同時選挙。これは神崎町選挙管理委員が決定したと。1か月のずれはあるけれども、18日に町長・町議が決まる。町議の任期は7月31日までだということですが、このずれはいずれ長い間には解消するんじゃないかなと思います。

私が一生懸命これ、運動したようなみたいですが、町議がこの報道になってから、よう、寶田、今度は二刀流はできないぞという話になったんですよ。ああ？ というわけだったんですよ。同じ名前の方が2人いれば、町議と町長を手分けしてできますが、寶田久元は神崎町に1人だから。

いずれにしても町長の力強い立候補声明。残念なことには、椿議員の引退声明が出ましたが、これは惜しいです。まだまだ続きがありますから、椿議員も考え直すかと思います。

それでは、一般質問を終わりにします。町執行部の皆さん、議員の皆様方、令和4年度も残すところあと僅か。輝かしい令和5年度も、皆様にとってよいお年でありますことをご祈念申し上げまして、時間は早いようですが、一般質問を終わりにします。

以上です。

○議長（大原 秀雄君） 以上で、10番 寶田久元議員の質問を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（大原 秀雄君） 以上で本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

会議規則第6条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者の声あり）

○議長（大原 秀雄君） 異議なしと認めます。よって、令和4年第5回神崎町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

（午後4時02分）